

★「議会基本条例に基づく常任委員会の審議と運営改善を求める請願」について

日本共産党 辻本達也 2026. 3. 25

私は、ただいま議題となっております請願受理第4号「議会基本条例に基づく常任委員会の審議と運営改善を求める請願」について、賛成の立場から討論を行います。

1. 議会基本条例の「原点」への回帰

明石市議会は、2014年に議会基本条例を施行しました。

条例では、二元代表制の一翼を担う議会として「行政の監視」と「多様な民意の反映」を果たすことを高らかに宣言しています。

ところが、本請願が指摘するように、現状の審議の在り方は、市民の目に「真に開かれたもの」と映っていないようであります。

新ごみ処理施設や市民病院の建て替えといった、数十年先まで市民負担が続く重要案件において、疑問点が解消されないまま事業が進捗しているという市民の懸念は、極めて重く受け止めるべきです。

2. 「報告」を「了承」と読み替える慣習の打破

特に注視すべきは、行政計画の多くが「報告事項」として処理されている現状に対する指摘です。常任委員会において「報告を聴いた」ことが、そのまま「議会が追認した」と解釈され、予算化の段階では「既に報告済み」として実質的な議論が形骸化する。この「奇妙な理屈」の連鎖を断ち切る必要があります。

議会側にそのような認識はなくとも、理事者はそのつもりではないか。あるいは、その様な説明をし、認識を示しているという指摘は、議会として真摯に受け止めるべきです。

「鏡を割ったところで、映っていた現実が消えはしない」という言葉があります。

客観的かつ論理的な指摘を「認識」という主観的な意味合いを込めた言葉を用いてこれを塗りつぶそうとするその姿勢は、思考の放棄というべきであり、敗北宣言に等しいと私は考えます。

本請願が求める「質疑・討論・採決の手順の明確化」は、議会のチェック機能を正常化させるための、いわば「当たり前のルール」を確立しようとするものです。意思決定過程の明確化は当然のことであり、すぐにでもこの提案を取り入れるべきです。

3. 「議員間討議」による合意形成の深化

議会基本条例第3条は「議員相互の自由な討議」を求めています。

理事者に対する質疑のみならず、議員同士がそれぞれの民意により議論し、より良い着地点を探ること、その経過を市民に公開することこそが、決定に対する責任の明確化につながります。単なる数による決着ではなく、熟議を尽くす姿勢こそが、市民の信託に応える唯一の道です。

4. 市民の声を「政策提案」として尊重する

請願・陳情は、市民にとって最も直接的な市政への参画権の行使です。

これらを単に処理するのではなく、貴重な「政策提案」として位置づけ、積極的に意見交換の場を設けることは、条例第7条の「市民の意見聴取」を具現化するものです。

5. 結びに

議会は、行政の決定を追認するだけの機関ではありません。

本請願に込められた市民の真つ当な問いに対し、議会は行動で答えなければなりません。

議会自らが定めた議会基本条例を形骸化させることなく、その理念に魂を吹き込むため、本請願を採択し、速やかに審議・運営の改善に着手することを呼びかけ、賛成討論を終わります。

★「旧図書館跡地利活用計画の疑問点説明と慎重審議を求める請願」について

日本共産党 辻本達也 2026. 3. 25

私は、ただいま議題となりました請願受理第2号「旧図書館跡地利活用計画の疑問点説明と慎重審議を求める請願」について、賛成の立場から討論を行います。

1. 請願の核心

まず、本請願が求めているのは、計画の中止ではありません。52年という長きにわたり明石公園のシンボルとして親しまれてきた旧市立図書館の跡地利用について「なぜ改修ではなく解体なのか」「財源の裏付けは本当にあるのか」「将来世代への負担はどうなるのか」という、市民の当然の疑問に対し、議会がその責任において明確な回答を導き出すべきという極めて真っ当な訴えであります。

2. 「解体ありき」のプロセスへの疑問

第一に、計画決定プロセスの不透明さです。

県立図書館が耐震補強と改修により存続を決めた一方で、本市のみが「解体」を唯一の選択肢として突き進む合理性は示されていません。

市長は、今の建物について、文化遺産としてどういう価値があるものか「一度ちょっと調べさせていただきたい」と答弁したにもかかわらず、その検討結果は未だ提示されていません。

議会基本条例第11条が定める「代替案との比較検討」を欠いたまま事業を強行することは、議会制民主主義の根幹を揺るがす重大な逸脱行為であり、議会としても審査未尽の瑕疵を問われることとなります。

3. 財政見通しと補助金計画の不備

第二に、財政的な不確実性です。

約8億円とも言われる解体費用、そして新施設建設の財源として期待されていた「都市構造再編集中支援事業」の補助金ではありますが、その前提となる歩行者デッキの延伸が困難となり、計画は根本から揺らいでいます。

出口の見えない補助金申請、さらには算出されていない将来のランニングコスト、これらを曖昧にしたまま、なし崩し的に工事予算を認めることは、市民の血税を預かる議会として無責任の極みです。

4. 法的・歴史的手続きの軽視

第三に、明石公園という歴史的価値への配慮です。

都市公園法や文化財保護審議会への対応など、クリアすべき法的ハードルが多々あるにもかかわらず、その説明を欠いたまま発注作業を急ぐ姿勢は、かつての計画白紙撤回の教訓を全く活かしていないと言わざるを得ません。

5. 知事との協議内容と対外的な不整合

さらに指摘すべきは、対外的な説明責任の欠如です。

兵庫県の斎藤知事は、本件に関し「市民や議会の意見を丁寧に聞きながら進めることが肝要である」という市長のご意見は、私の考えとも軌を一にする」と明言しています。これは2023. 12. 27の「旧図書館の撤去スケジュールに係る協議と調整」を受けてのコメントです。今でも兵庫県のホームページには、市長提出の文書とともに公開されています。

市長自らが知事に対し「丁寧に進める」と述べ、双方これに合意し、知事もそれを前提に計画を容認しているにもかかわらず、実際には市民の反対意見や慎重論を置き去りにし、あるいはこれを切り捨て、説明を尽くさぬまま、前のめりに事業を進めることは、県民・市民に対する背信行為であるのみならず、対外的に「明石市は約束を守らない自治体である」との悪印象を与えかねない、極めて不誠実な政治姿勢と言わざるを得ません。

6. 結びに

解体して新しいものをつくる」ことは容易ですが、一度壊した歴史的景観や価値、失った財政余力は二度と戻すことはありません。

本請願は、市民の「納得感」と「持続可能な市政運営」を求める切実な声です。

議会がチェック機能を果たし、行政に対して丁寧な説明と厳正な再検証を求めることは、市民から託された我々の使命です。

以上の理由から、本請願を採択し、市民が抱く多くの疑問を徹底的に解明することを強く求め、賛成討論を終わります。

★「市民病院再整備基本方針の財政的な検討経過と事業費の解明を求める請願」について

日本共産党 辻本達也 2026.3.25

私は、請願受理第3号「市民病院再整備基本方針の財政的な検討経過と事業費の解明を求める請願」について、賛成の立場から討論を行います。

1. 財政的裏付けなき決定への警鐘

まず第一に「財政的検討のないままの移転建て替え方針」の危惧についてです。

公立病院・公的病院の経営環境は、全国的に厳しさを増しており、資材高騰が続く今日、建設費は当初の想定を容易に上回ります。それにもかかわらず、本市は具体的な事業費の規模感や、将来のランニングコスト、他事業との優先順位を精査しないまま「移転建て替え」という結論だけを急いでいるように見えます。

これは、市民の血税を預かる行政として、あまりに無責任な「白紙委任」を求めるものと言わざるを得ません。

2. 計画策定プロセスの拙速さ

第二に、意思決定プロセスの不透明さです。

わずか1カ月半で3回の有識者会議という強行軍でまとめられた報告書に、どれほどの専門性と客観性が担保されているのか。市民の疑問は至極真つ当であります。

市民ワークショップで出された切実な疑問や懸念が、委員会報告から漏れていたという事実は、市民参加の形骸化を象徴しています。

「結論ありき」で進められる計画に対し、市民が不信感を抱くのは当然の帰結であります。

3. 議会基本条例の精神と「代替案」の提示

第三に、議会基本条例第11条の遵守についてです。

本来、大規模プロジェクトの立案に当たっては、複数の代替案（現地建て替え、規模縮小、民間連携等）との比較検討経過を明らかにすべきです。本件において、理事者の説明は不十分であり議論が尽くされたとは到底言えません。

本請願が求める「代替案の比較検討」は、条例に基づく正当な要求であり、これに応えることこそが、市政の透明性を高める唯一の道です。

4. 議会の統治能力が問われている

最後に「特別委員会の設置」や「議決事項化」の提案についてです。

建設から開院まで10年を要するといわれる大型事業に対し、議会が「報告を聴くだけ」の存在であるはなりません。市民の代表として、継続的かつ慎重な審査を行う枠組みをつくることは、議会自体の存在意義を問うものです。

5. 結びに

病院の老朽化対策が必要であることは、全市民の共通認識です。しかし、だからこそ「急がば回れ」の精神が必要です。将来世代に巨額の負債を押し付けることのないよう、今一度立ち止まり、地に足の着いた財政シミュレーションと開かれた議論を行うべきです。

本請願は、健全な市政運営と市民の利益を守るための極めて理にかなった提言であります。議員各位におかれては、賢明なご判断を強く呼びかけ、賛成討論といたします。

★「新庁舎建設計画の未発注工事等と総事業費の解明を求める請願」について

日本共産党 辻本達也 2026.3.25

ただいま議題となりました請願受理第1号「新庁舎建設計画の未発注工事等と総事業費の解明を求める請願」について、賛成の立場から討論を行います。

1. 総事業費の全体像が不明なままの着工は不誠実

本請願が指摘するように、新庁舎建設という市にとって「半世紀に一度」の巨大プロジェクトにおいて、本体工事が着工しているにもかかわらず、市民に対して「最終的にいくらかかるのか」という全体像が示されていない現状は、極めて異常と言わざるを得ません。

186億円を超える本体工事費に加え、先送りされた「第3工区」の駐車場整備費、什器備品費、DX関連設備費、さらには移転費用まで、これらが未だに「見込み」すら示されないまま事業が進むことは、財政の健全性を揺るがしかねない事態です。

2. 議決プロセスと県との協定の矛盾

特に重大なのは、県と締結された「明石港東外港地区再開発推進に関する基本協定書」との整合性です。

過去、市議会において、敷地の民間売却は撤回され、平面駐車場とする現在の計画が承認された経緯があります。しかし、今回の協定では、その駐車場予定地が再び再開発対象区域に含まれています。

これは、議会で議決された当初の前提条件を、市民や議会への十分な説明がないまま覆しかねない独断的な進め方です。計画に重大な変更が生じる可能性があるならば、なおさら現在の事業費見込みを精査し、公開する義務が行政にはあります。

3. 将来世代への責任と維持管理費の明示

また、免震構造の採用に伴う将来的な維持管理コストや、供用開始後10年間のランニングコストについても、本請願は鋭く切り込んでいます。議会基本条例第11条が定める「将来にわたる費用の明確化」は、単なる努力目標ではなく、市民に対する責任です。

物価高騰や資材不足が続く現下の情勢において、甘い見通しではなく、現実的な数字を積み上げた最新の事業費総額を示すことは、市民の不安を払拭するために不可欠です。

4. 議会の役割

「いくらかかるか分からないが、工事は進める」という姿勢は、主権者であり納税者である市民の理解を得られるものでしょうか。本請願が求める6つの項目は、どれも行政として当然に把握し、公表すべき情報ばかりです。

議会としては、チェック機能を果たすべく、本請願を採択し、当局に対して徹底した情報の開示と誠実な説明を強く求めるべきです。

5. 結び

以上の理由から、本請願に対しあらためて賛成することを表明するものです。

議員各位におかれては、本請願の趣旨を真摯に受け止め賢明な判断をされますよう呼びかけ賛成討論といたします。